



「成年後見制度」とは…?

- 認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方(本人)の権利を守る援護者(成年後見人)を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

どのような種類がありますか?

- 「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。

判断能力の減退が始まった後 ➡ 「法定後見制度」

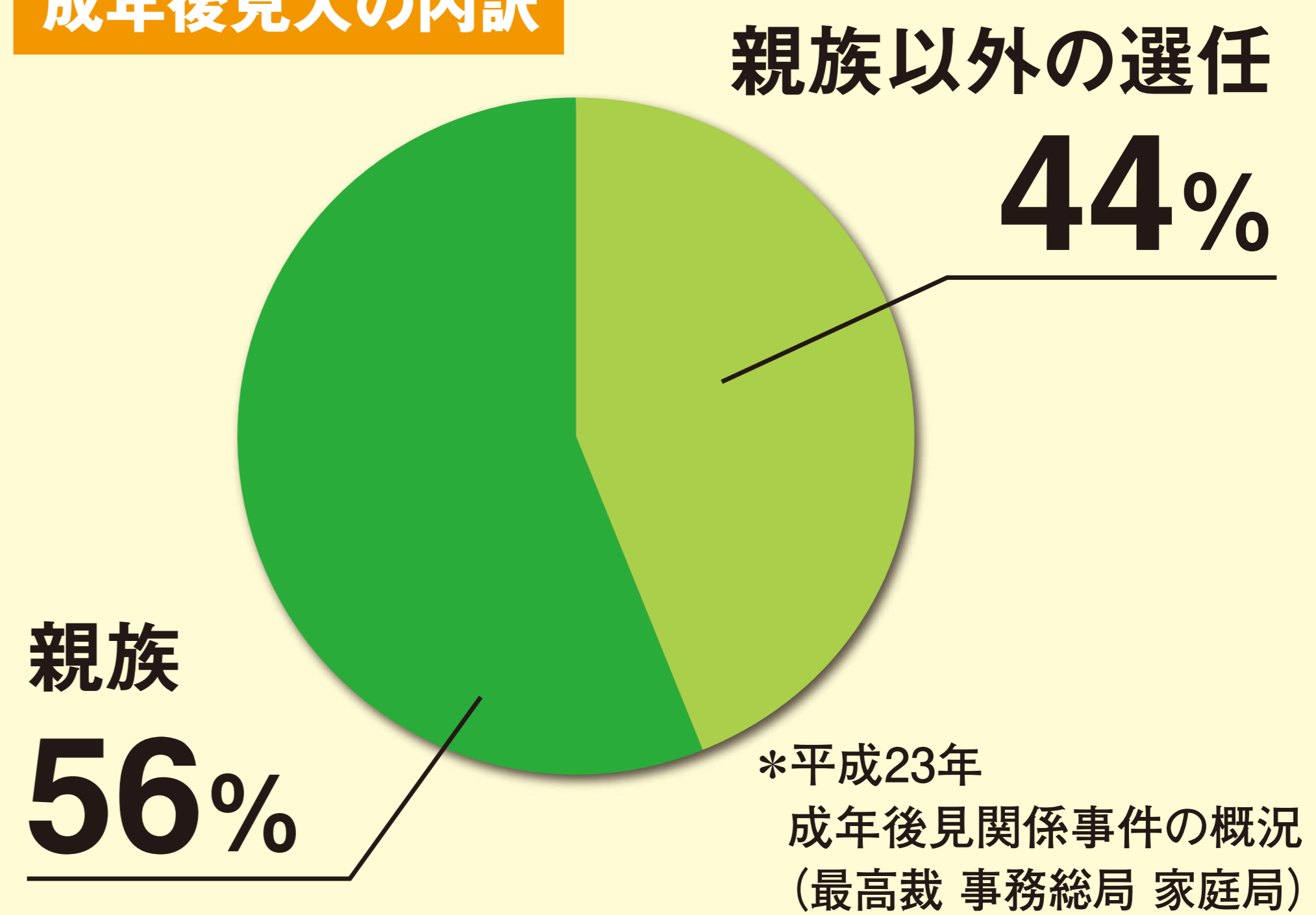
- 利用するには、家庭裁判所に申立をし、開始審判を受けて始まります。後見や保佐の場合、原則として本人の判断能力の鑑定が必要です。



【法定後見3類型の概要】

	後見	保佐	補助
対象者	判断能力が欠けている	判断能力が著しく不十分	判断能力が不十分
申立ができる者	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市区町村長など		
開始の要件	鑑定	原則必要	原則必要
	本人の同意	不要	必要
権限	取消権 代理権	同意権・取消権 申立により代理権	申立により 同意権・取消権 申立により 代理権

成年後見人の内訳



判断能力の減退に備えて ➡ 「任意後見制度」

- 任意後見制度は、あらかじめ公正証書で任意後見契約をしておき、判断能力が低下したときに、家庭裁判所が任意後見監督人を選任し事務を開始するものです。権限については、任意後見契約で定める代理権(自由に設定可能)のみで、取消権はありません。

任意後見契約を結ぶには、どのくらいの費用がかかりますか?



- 以下のような費用がかかります。

- 公正証書作成の基本手数料(11,000円)
- 登記嘱託手数料(1,400円)
- 法務局に納付する印紙代(2,600円)
- その他(本人に交付する正本などの用紙代、登記嘱託書郵送用の切手代など)

- 「成年後見制度」についてのご相談は、お近くの公証役場へお問い合わせいただくか、日本公証人連合会のホームページ(<http://www.koshonin.gr.jp>)をご覧ください。

東京都消費生活総合センター [相談専用電話] 03(3235)1155